

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、翌日となる)

目 次

- ◇ 告 示 保険医療機関等の指定 (保険課)
- ◇ 公 告 保険薬剤師の登録 ()
- 第三十五期鳥取県地方労働委員会使用者委員補欠委員候補者推薦要領 (労政・能力開発課)
- 土地改良区の定款の変更 (農村整備課)
- 県営土地改良事業計画の決定 (二件) ()
- 公有水面の埋立ての免許 (漁港課)
- ◇ 選 管 告 示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 公 安 告 示 遊技機の型式の検定 (生活安全企画課)
- ◇ 公 告 徴税吏員証の無効処分 (税務課)
- 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (生活保安課)

告 示

鳥取県告示第四百二号

健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険

医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令 (昭和三十一年政令第八十七号) 第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年五月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
竹内内科小児科医院	鳥取市本町五丁目二〇二	平成七年五月一日
麻木クリニック	鳥取市松並町二丁目五〇二一	〃
おおたか診療所	米子市尾高二七四〇一	〃
こどもクリニックかさぎ	米子市中町七六一二	〃
松田内科医院	倉吉市伊木一八三	〃
北山クリニック	倉吉市東巖城一八三二	〃
太田歯科医院	鳥取市吉方温泉三丁目八五二	〃
君野歯科医院	鳥取市田園町三丁目一七三	〃
医療法人社団野坂歯科医院	米子市福市一七二五一一	〃
小川歯科医院	米子市両三柳四四八一三	〃
石亀歯科医院	東伯郡東伯町大字徳万四九一一七	〃
徳岡外科医院	倉吉市八屋一七七一三	平成七年五月二日
永原医院	西伯郡澁江町大字西原一〇二九一四一	平成七年五月七日

足立内科医院	境港市幸神町二二〇	平成七年五月八日
松木齒科診療所	西伯郡中山町塩津三二二	〃
ケイ・アイ堂薬局	米子市皆生新田二丁目二二一	平成七年五月一日
小鴨薬局昭和店	倉吉市昭和町二丁目一	〃
小鴨薬局	倉吉市丸山町四七八一	〃
北斗調剤薬局	倉吉市新町三丁目一七七七一	〃
浅井薬局	鳥取市寿町八二五	平成七年五月十二日
谷口薬局有限公司	倉吉市瀬崎町二七三八一四	〃

鳥取県告示第四百三三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年五月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
真 壁 学	鳥薬第九二四号	平成七年四月十二日
東 口 真 弓	鳥薬第九二五号	平成七年四月二十四日

鳥取県告示第四百四号

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に関し、次のとおり第三十五期鳥取県地方労働委員会使用者委員補欠委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により推薦を求める。

平成七年五月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三十五期鳥取県地方労働委員会使用者委員補欠委員候補者推薦要領

- 一 推薦する者の資格
鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことを主な目的又は業務の主要な部分としている使用者団体であること。
- 二 推薦される者の資格
労働組合法第十九条の十二第四項において準用する第十九条の四第一項各号に掲げる者でないこと。
- 三 推薦手続
使用者団体は、推薦書（別記様式）を推薦期間内に知事に提出すること。
- 四 推薦することができるとする候補者の数
制限はないが、二人以上の場合は、順位を付けること。
- 五 推薦期間
平成七年五月十六日から同月二十二日まで

別記様式

推 薦 書

平 成 年 月 日

鳥取県知事 西 尾 邑 次 殿

事務所所在地
(電話番号)

使用者団体名

代表者氏名



労働組合法施行令第21条第1項の規定により、鳥取県地方労働委員会使用者委員補欠委員候補者として次のものを推薦します。

氏 名	生 年 月 日	現 住 所	使用者の所属会社及び事業場の名称並びにその地位	経 歴	備 考

(注) 「経歴欄」には、年月日順に学歴・職歴・組合歴等をできるだけ詳細に記入すること。

鳥取県告示第四百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、東伯町土地改良区の定款の変更を平成七年五月九日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成七年五月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業大谷地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年五月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成七年五月十七日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
大山町役場
- 四 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業上柳谷地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年五月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年五月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成七年五月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 免許の日

平成七年五月十一日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県 鳥取市東町一丁目二二〇

三 埋立区域

(一) 位置

西伯郡淀江町大字今津字濱田（二六七―二〇十二九二十白地十海）

(二) 区域

次のAの地点からBの地点を経て1の地点へ順次直線で結び、1の地点から8の地点までを順次に直線で結んだ線及び8の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 淀江漁港北防波堤灯台（北緯三五度二七分三八秒、東経一三三度二五分四四秒）から五二度三五分四一秒、三三・一三メートルの地点

Bの地点 Aの地点から九七度三七分四三秒、八〇・〇九メートルの地点

1の地点 Bの地点から一九二度一分一九秒、八・四〇メートルの地点

2の地点 1の地点から一九二度一分二二秒、六・四五メートルの地点

3の地点 2の地点から二七七度四一分一八秒、五一・二七メートルの地点

4の地点 3の地点から三五七度一〇分二四秒、三・六九メートルの地点

5の地点 4の地点から二六五度五三分〇三秒、二五・二三メートルの地点

6の地点 5の地点から三五六度一九分一九秒、二・四九メートルの地点

7の地点 6の地点から八六度二二分二三秒、一八・七〇メートルの地点

8の地点 7の地点から二六六度二二分一八秒、六・一七メートルの地点

(三) 面積

四二八・九四平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

西伯郡淀江町大字今津字濱田（二六七―二〇十二九二十白地十海）及び二六七―

一七に接する国有地の地先公有水面
(二) 区域

次のアの地点からオの地点までを順次に直線で結んだ線及びオの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 淀江漁港北防波堤灯台(北緯三五度二七分三八秒、東経一三三度二五

分四四秒)から五度五六分二二秒、一四三・七四メートルの地点

イの地点 アの地点から一〇二度一九分二五秒、一三三・三二メートルの地点

ウの地点 イの地点から一九二度二二分三七秒、一三三・五一メートルの地点

エの地点 ウの地点から二七度三九分二一秒、八四・五三メートルの地点

オの地点 エの地点から三五度二五分四五秒、五六・三二メートルの地点

(三) 面積

一三、七三一・七六平方メートル

五 埋立地の用途

漁港施設用地

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十三号

平成七年第七回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成七年五月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

一日時 平成七年五月十八日(木) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会

三 議題 第十七回参議院議員通常選挙について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成七年五月十六日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 敏

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	C R モンキーチャンスV	株式会社大一商会
〃	C R プレインクチャンスV	〃
〃	ソロッターセブン2A	〃
〃	プレインクチャンス2	〃
〃	魔界伝説	株式会社三星
〃	登龍伝説	〃
〃	ハットトニック3	〃

〃	バンク	株式会社竹屋
〃	スカイトリウム	〃
回胴式遊技機	パラダイ	株式会社パイオニア
〃	ニューシテイボーイ	〃
ぱちんこ遊技機	CRドラゴンウイング2	サミー工業株式会社
〃	CRくだもの畑	〃
アレンジボール遊技機	マジックホール	株式会社ニューギン
ぱちんこ遊技機	エキサイトクリスタル2	〃

公 告

次の証票は、紛失の報告があったので、平成7年3月31日以降無効とする。

平成7年5月16日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

徴税吏員証

- 1 番号 第982号
- 2 交付年月日 平成3年6月10日
- 3 所属 鳥取県東部県税事務所
- 4 氏名 堀江 満夫

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成7年5月16日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 敏 敏

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経 験 者 講 習	平成7年6月7日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市柗町一丁目151 鳥取県米子警察署 会議室	倉吉、八橋、米子、境港、湊 口及び黒坂の各警察署の管内 に居住する者
	平成7年6月13日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷766 鳥取県倉吉警察署 会議室	浜村、倉吉及び八橋の各警察 署の管内に居住する者
講 習	平成7年6月30日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会議棟2階 第二執行部控室	岩美、鳥取、郡家、智頭及び 浜村の各警察署の管内に居住 する者

<p>3 講習時間及び講習課目</p> <p>(1) 講習時間 3時間</p> <p>(2) 講習課目</p> <p>ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令</p> <p>イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い</p> <p>4 受講申込手続</p> <p>所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地在管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。</p> <p>5 講習受講手数料及びその納付方法</p> <p>(1) 講習受講手数料 2,200円</p> <p>(2) 納付方法</p> <p>(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。</p> <p>6 携行品</p> <p>筆記用具及び印鑑</p>	
--	--